

平成29年3月24日

特別用途食品制度の活用に関する研究会（分科会）
参加の募集について

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会
理事長 下田 智久

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当協会の事業に関し格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当協会では、「特別用途食品制度の活用に関する研究会」を平成25年7月に栄養食品部に発足し、3期（第1期：平成25年7月から平成26年7月、第2期：平成26年10月から平成28年3月、第3期：平成28年4月から平成29年3月）にわたり、特別用途食品に係る研究および普及活動等を行ってきました。医療、介護関連従事者を対象として行った調査等を含めた当研究会の活動内容を報告書としてまとめ、関連行政機関等に要望書を提出いたしました。また、規制改革実施計画において特別用途食品制度の改善に係る検討等を行うことが閣議決定されたことから、消費者庁において「特別用途食品制度に関する検討会」が開催されました。その結果を踏まえ、とろみ調整用食品の規格、新たな許可区分の追加および既存の許可基準の見直しを行う仕組み等を含む改正通知が発出されると思われます。それに伴い、更なる特別用途食品制度の活用の活性化をめざし、当研究会は継続して活動することといたしました。

つきましては、栄養食品部の会員を対象として、当研究会の分科会に参加される方を募集します。参加を希望される方は、「特別用途食品制度の活用に関する研究会設置要綱」および下記をご確認の上、お申し込みくださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

＜本研究会の目的＞（要綱 第2条）

第2条 特別用途食品が積極的に活用・供給されるために、特別用途食品制度（以下「本制度」という。）の課題並びに今後のあり方を調査・研究し本制度の活性化を目指す。

＜本研究会の設置期間＞（要綱 第4条）

第4条 研究会の設置期間は、幹事会にて定める期間とする。ただし、期間内で目的に達しない場合は、幹事会にて協議の上、延長或いは中止等の判断ができる。

＜設置する分科会とその活動内容＞（要綱 第5条および第10条）

下記の3つの分科会は、次の事項についてそれぞれ調査、研究等を行う。

(1) 低たんぱく質食品分科会

本制度における許可基準型病者用食品「低たんぱく質食品」(病者用食事セット等を含む。)に関する事項

(普及・啓発活動、広告に係る自主ガイドラインの作成等)

(2) 総合栄養食品分科会

本制度における許可基準型病者用食品「総合栄養食品」に関する事項

(普及・啓発活動、広告に係る自主ガイドラインの作成等)

(3) えん下困難者用食品分科会

本制度における「えん下困難者用食品」(とろみ調整食品を含む。)に関する事項

(普及・啓発活動、広告に係る自主ガイドラインの作成等)

<参加企業の要件> (要綱 第6条)

第6条 研究会の構成員は、栄養食品部の会員企業に属する者であることとし、望ましくは日本流動食協会又は日本メディカルニュートリション協議会(以下「2団体」という。)の加盟企業に属する者であることとする。

2 研究会に参加を希望する企業は、所定の参加申込書に構成員となる者を指名して協会に提出するものとする。

3 栄養食品部の会員企業のうち2団体のいずれにも加盟していない企業から、研究会への参加希望があった場合は、次の基準に沿って研究会の幹事会において審議し、栄養食品部長の同意を得て決定することとする。

(1) 研究会の趣旨に賛同し、積極的に活動すること。

(2) 設置期間内において、所管事項以外の協議を行わないことに賛同すること。

(3) (1)(2)を必要に応じ、幹事会又は栄養食品部長による面談において確認すること。

※ 1名の方が複数の分科会に参加することは可能ですが、1つの分科会について1社2名までといたします。また、2団体のいずれにも所属していない場合は、本研究会の活動に係る諸費用について、3万円を上限として分担していただくこととします。

○申込方法

別紙「参加申込書」を1名につき1枚ご記入の上、下記宛にメールでお送りください。

送付先: eishoku@jhnfa.org

締切日: 4月6日(木)

お問い合わせ先: 公益財団法人 日本健康・栄養食品協会 栄養食品部(担当: 小田川)

TEL: 03-3268-3132 e-mail: eishoku@jhnfa.org

以上